

第2回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和7年2月17日（月）

場 所 市役所4階 403集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の
証明願について（申請件数 2件）

議案第2号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について
（申請件数 6件）

報告第1号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
（申請件数 5件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席 した者（事務局）

事務局長	前原 光智
事務局次長	井上 ひとえ
事務局書記	辻 陸人

午後4時開会

議長
(加藤 武君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

異議なしと認め、2 番乙幡昇治委員と 8 番大口貴司委員以上 2 名の方をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号 1 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 12 年 6 月 1 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 2 月 15 日になります。

申請番号 2 番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成 12 年 6 月 11 日に相続し、前回調査は、令和 4 年 2 月 15 日になります。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6 番
(宮崎 義憲君)

本日、午後 2 時 00 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第 1 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2 件あります。

申請番号 1 番の農地でございますが、①の農地は、梅が栽培されておりました。②から④の農地は、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございません。

議長
(加藤 武君)

んでした。

申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、小松菜、ノラボウが栽培されておりました。②から⑥の農地は、作付け準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、宮崎委員。

6番
(宮崎 義憲君)

1番、2番の申請地につきまして、いずれも現地を確認しております。肥培管理がされており、農業経営が続けられている状態でした。

特に問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。

御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、6件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局

それでは御説明いたします。

(井上ひとえ君)

議案第2号、農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が6件ございました。

ご案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、立川市の認定農業者でございます。

申請番号2番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、本市の認定農業者でございます。

申請番号3番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、令和7年度に本市の認定新規就農者に認定予定の方で現在認定のための個別相談が終了し、3月に認定のための委員会を開催いたします。

申請番号4番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号3番の方と同一の方になります。

申請番号5番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和14年7月31日までの7年4か月間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。権利の設定については、農地中間管理機構が中間保有していたため、一括方式ではありません。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号3番の方と同一の方になります。

申請番号6番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和15年9月30日までの8年6か月間でございます。権利の種類は、使用貸借権の設定になります。権利の設定については、農地中間管理機構が中間保有していたため、一括方式ではありません。

なお、利用権の設定を受ける者については、申請番号3番の方と同一の方になります。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を宮崎部会長に報告していただきます。

それでは宮崎部会長、よろしくお願いいたします。

6番
(宮崎 義憲君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、6件あります。

申請番号1番の農地でございますが、作付け準備中でし

た。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 1 番の申請人については、立川市の認定農業者として、1 万 8 千㎡ほどの畑で農業経営をされており、また各種農機具も所有していることから、問題はないと思われます。

申請番号 2 番の農地でございますが、こちらも作付け準備中でした。

現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 2 番の申請人については、当市で認定農業者として農業経営を行っている方で、問題はないと思われます。

申請番号 3 番から 6 番の農地でございますが、いずれも作付け準備中でした。現地は、適正に管理されており問題はないようでした。

申請番号 3 番から 6 番の申請人については、同一の方で、当市で、認定新規就農者の申請をしており、個別面談もすでに実施し、認定に向けて準備を進めており、問題はないかと思われます。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、承認してよろしいかと思えます。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

では、私から報告いたします。

申請番号 1 番の申請地でございますが、すぐに作付けができる状態で、貸借しても問題ない状態でした。

また、借用人の方も、立川市の認定農業者として、長年農業経営をされているため、問題ないと思われます。

他にはございませんか。

はい、内野委員。

10 番
(内野 一彦君)

申請番号 2 番の申請地でございますが、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく願います。

議長

他にございませんか。

(加藤 武君)

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

申請番号3番から6番の申請地でございますが、現地を確認しております。管理がしっかりされており、いつからでも借りられる状態でした。特に問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

御意見等ないようですので、議案第2号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」につきましては、承認をしたいと思います。

御異議ございませんか

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

報告第1号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、5番が駐車場、申請番号2番が分譲地、申請番号3番、4番が住宅用地でございます。

以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、川口委員。

1 2 番
(川口 広敏君)

申請番号 1 番、2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。1 番の申請地は適正に管理されており、問題はないようでした。2 番の申請地には、重機が入っており、着々と分譲地への転用が進められておりました。現地は適正に管理されており、問題はないようでした。
よろしく願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、比留間孝明委員。

7 番
(比留間孝明君)

申請番号 3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。現状はまだ茶畑でした。現地は適正に管理されており、問題はないようでした。
よろしく願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、宮崎委員。

6 番
(宮崎 義憲君)

申請番号 4 番の申請地につきまして、現地を確認しております。現状は更地でした。現地は適正に管理されており、問題はないようでした。
よろしく願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
はい、比留間望委員。

5 番
(比留間 望君)

申請番号 5 番の申請地につきまして、現地を確認しております。すでに駐車場になっておりました。現地は適正に管理されており、問題はないようでした。
よろしく願いいたします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。
御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。
以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。
これもちまして、第 2 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 8 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 7 年 2 月 1 7 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩